

県水協たより



第48号
令和7年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健悦

会員各位並びに県、市町村等の関係行政機関の皆様には、日頃から当協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

去る6月11日に、沖本佳祐県環境エネルギー部長及び後藤忠史県水大気環境課長並びに当協会顧問である伊藤重成県議及び相田光照県議のご臨席を賜り、第15回社員定時総会が開催されました。多くの会員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございました。総会及び臨時理事会において、任期満了による役員改選が行われ、私が会長に再任されました。重責に身の引き締まる思いですが、副会長をはじめ役員と一致団結して、当協会の発展のために精一杯取り組みますので、会員各位並びに関係者の皆様のご協力をお願い申し上げます。

さて、浄化槽法定検査が主たる事業である当協会にとって、今年度は非常に大事な年になります。それは、20人槽以下の浄化槽法定検査手数料が、来年4月から増額改定される運びとなったことです。21人槽以上の検査手数料は、令和2年に増額改定されましたが、当協会の運営に影響が大きい20人槽以下の検査手数料は、据え置かれたままであり、当協会では、機会あるごとに県に要望してまいりました。このたび、県から本年3月28日付けをもって手数料改定の承認をいただき、令和8年4月1日から、法第7条検査手数料が2千円増額（8千円から1万円）、法第11条検査手数料が1千円増額（5千円から6千円）の予定であります。これもひとえに、ご理解をいただいた県当局はじめ、ご支援いただいた関係各位のおかげであり、改めて深く感謝申し上げます。

今年度は、県や市町村、会員の協力を得て、浄化槽設置者に対する手数料改定の説明を丁寧に進め、理解と協力をお願いするとともに、将来にわたって持続できる協会運営をめざして、施設設備更新・職員の勤務条件・新たな事業展開などの検討を進めてまいります。

近年、全国的に地震災害や豪雨災害が頻発しております。県内においても、昨年7月豪雨により、庄内北部・最上地域において大きな被害が生じ、当協会の会員も被災したところであり、改めて、日頃から災害への備えを万全にしておくことを肝に命じる必要があります。当協会では、災害発生時の浄化槽調査などに関する協定を県と締結しており、万が一の災害発生時には、県と連携を図りながら迅速に対応し、社会的使命を果たしてまいる所存ですので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、今年もまだまだ暑い日が続きますので、熱中症にご留意のうえお過ごしください。皆様の一層のご健勝を祈念するとともに、当協会に対するご指導とご支援をお願い申し上げ、会長挨拶といたします。



山形県の良い水環境の継承に向けて

山形県環境エネルギー部水大気環境課長 後 藤 忠 史

貴協会並びに会員の皆様には、本県の水環境保全の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、指定検査機関として浄化槽の法定検査の確実な実施に加え、浄化槽保守点検業の登録に係る浄化槽管理士研修会や浄化槽の新規設置者への講習会の実施、未受検者への受検勧奨など、浄化槽の適正な維持管理の向上に尽力いただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、県では、「第4次山形県環境計画」（計画期間：令和3～12年度）において、「良好な大気・水環境の確保と次世代への継承」を施策の柱の一つとして掲げ、母なる川“最上川”をはじめとした河川の清らかな水など良好な水環境を継承するため、種々の取り組みを実施しています。

まずは、生活排水処理施設の整備促進です。下水道や農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備を計画的に進めるため「山形県生活排水処理施設整備基本構想」を策定し、現在の第三次構想（平成28年3月策定、令和3年3月見直し）では、生活排水処理施設の普及率を令和7年度末に96%とする目標を掲げて整備促進に取り組んでまいりました。市町村をはじめ貴協会並びに会員の皆様などから並々な御尽力により、生活排水処理施設の整備と適正な維持管理が順調に進み、最上川の水質は非常にきれいになっております。

一方で、これからの少子化に伴う人口減少の中、高齢化による将来への投資意欲の低下により従来のように進まなくなることが懸念されています。本県の公共用水域の水質を保全し、これまで浄化槽が未整備の住民の方々にも等しく快適な生活環境が享受できるよう引き続き浄化槽の整備に御協力をいただくとともに、浄化槽の清掃、保守点検並びに法定検査にも変わらぬお力添えを賜りますようお願いいたします。

また、美しい自然に恵まれた本県の水資源の保全・活用にも取り組んでおります。県では、貴重な水資源である、地域で育まれてきた優れた湧水を「里の名水・やまがた百選」として選定し、広く情報発信する事業を実施しております。令和6年度までに82箇所の湧水を里の名水として選定しており、この取り組みを通して、水環境を大切にすると郷土愛を育ててまいります。名水の小冊子の配布の他、公式YouTubeチャンネルによる湧水動画の公開など、県内外への情報発信も行っているところです。皆様も、涼と癒しの名水を訪れてみてはいかがでしょうか。

本県の良い水環境の継承に、浄化槽が果たす役割は大変大きなものがあります。県としては、引き続き、市町村、浄化槽関連業界及び指定検査機関の皆様と一層の連携を図りながら、県内の水環境保全に取り組んでまいりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。



公式 YouTube
二次元コード

各総合支庁の取組み



山形県村山総合支庁保健福祉環境部

環境課長 大久保 剛

村山地区の令和5年度末での生活排水処理普及率（人口ベース）は97%と、県全体のその普及率を上回っています。下水道や農業集落排水が未整備の地域では浄化槽が整備されており、浄化槽の普及率も4.8%と少ないものの地域の水環境保全に大いに貢献しています。

しかし、今年5月の県人口推計値によると山形県の人口が100万人を下回り、人口減少が続いており、加えて高齢化が進み空き家が増加しています。このことから既設浄化槽の老朽化や維持管理を支える保守点検業従事者の確保など、多く課題が今後生じることが予想されます。

また、近年は地球温暖化の影響により各地で災害が発生しています。大雨による冠水は浄化槽の故障や機能低下を招くおそれがあります。そのため、浄化槽を再度使用するには点検整備など皆様の御協力が必要です。浄化槽は地域の公衆衛生、快適な生活環境を維持するうえでとても重要な設備です。

皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。



山形県最上総合支庁保健福祉環境部

環境課長 石川 伸

貴協会におかれましては、浄化槽法定検査業務をはじめ、水質保全関連の専門分野において、御活躍いただいていることに深く敬意を表します。

最上地域は、美しい山々と豊かな森林に囲まれた自然豊かな地域です。鮭川や最上小国川などの清流を後の世代に残すために、生活排水処理施設の普及促進は、重要な課題のひとつと考えております。

特に、最上地域では中山間地域に集落が散在していることもあり、下水道や農業集落排水処理施設の面的な整備の他に、個別排水処理施設として、浄化槽の整備割合が24.3%（令和5年度末）と高く、浄化槽法定検査の受検率は県内で高い水準となっております。浄化槽を適切に維持するためには、保守点検や清掃に加え、法定検査による状態の確認が重要です。

今後とも関係市町村や関係機関と連携しながら合併処理浄化槽の普及と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 伊 藤 健

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和5年度末の時点での生活排水処理施設普及率は87.8%と県内平均の94.5%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が20.5%と県平均の8.5%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のために重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要なものとなってきます。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併処理浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年5月に環境省が進める「脱炭素先行地域」に米沢市と飯豊町を主たる提案者とした事業が県で初めて採択されました。こうした取組みを通じて持続可能な循環型共生社会を目指し、豊かな水環境と、最上川をはじめとする美しい清流をみんなで守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 田 中 利 正

庄内地域は、烏海山・出羽三山をはじめとする山々と日本海に囲まれた自然豊かな地域です。県を縦断する最上川、出羽山地を源とする赤川、烏海山系を源とする口向川・月光川などの豊かな水環境・水資源に育まれた産業、食文化や観光資源が魅力となっています。

この清らかな水環境を保つため、浄化槽が果たす役割は非常に大きなものがあります。庄内地域の令和5年度末の生活排水処理施設普及率は、県内で最も高い97.8%となっておりますが、浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境及び公衆衛生の向上に資するためには、保守点検や清掃、法定検査の受検など、適切な維持管理を推進することが大変重要です。

豊かで清らかな水環境を次世代に引き継ぐため、庄内総合支庁では、市町などの関係機関と連携しながら、合併処理浄化槽の更なる普及促進や適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度 第15回社員定時総会

去る、6月11日（水）山形市の山形グランドホテルにおいて、第15回社員定時総会を開催しました。

総会は菅副会長の開会挨拶に始まり、片桐会長の挨拶の後、山形県環境エネルギー部長 沖本佳祐様、当協会顧問の伊藤重成様よりご祝辞をいただきました。

その後、有限会社菅野清掃の菅野宣誉氏を議長に選任後、下記の議事について審議が行われました。

- 第1号 令和6年度事業報告について
- 第2号 令和6年度決算承認の件
- 第3号 入会・退会等に関する規則の一部改正について
- 第4号 任期満了による役員の選任の件
- 第5号 令和7年度事業計画及び収支予算について

審議の結果、5議案とも満場一致で原案どおり承認され、青山副会長の閉会の挨拶により、第15回社員定時総会を終了いたしました。

また、任期満了による役員の選任については、新公益法人制度をふまえ、新たに外部理事を1名加え、下記のとおり新役員が決定いたしました。

なお、総会終了後、会員相互の情報交換と親睦を図るため、懇親会を開催しました。



総会の様子

令和7年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	片 桐 健 悦	天童環境(株)	理 事	丹 治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
副会長理事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ	理 事	菅 野 宣 誉	(有)菅野清掃
常務理事	大 石 広 助	(公社)山形県水質保全協会	外部理事	高 橋 聡 子	社会保険労務士さと事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	外部監事	天 野 富 雄	天野富雄税理士事務所
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境	監 事	遠 藤 一 生	(有)厚生社

山形県水質保全協会会長表彰

当協会の発展に貢献した、会員、役員及び会員従業員に山形県水質保全協会会長表彰が贈呈されました。なお、6月11日（水）社員定時総会時間開催冒頭に表彰式が執り行われました。

表彰者は下記のとおりです。おめでとうございます。



○優良事業従業員者表彰

- 伊 藤 亮 氏 (環清工業(株))
- 小 野 浩 正 氏 (有)厚生社
- 平 田 玲 一 氏 (尾形興業(有))
- 土 田 芳 彦 氏 (株)殖成興産

令和6年度 事業報告

法定検査業務の推進

1 浄化槽法定検査

- ① 浄化槽法定検査実施数
検査計画34,500基に対し、7条検査292基、11条検査34,014基
合計34,306基を実施した。
- ② 1月27日に開催された市町村浄化槽行政担当者会議にオンラインで出席し、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。
また、未受検者に対し、県・市町村と共に文書指導の啓発を行うとともに、中規模以上浄化槽の未受検者についても県と共に受検啓発するなど、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。
(未受検者対応)

検査拒否対応	1,549件対応	119件受検	(7.7%)
未申込対応	1,090件対応	20件申込	(1.8%)
合計	2,639件対応	139件受検	(5.3%)
- ③ 8月28日に開催された浄化槽法定検査に係る指定検査機関連絡会議に出席し、法定検査に係る課題について県と協議を行った。
- ④ 7月26日と3月25日に開催された全国浄化槽行政担当者会議にオンラインで出席した。また、環境省主催の浄化槽法施行状況点検検討会、2月26日に開催された公益財団法人日本環境整備教育センター主催の「浄化槽の維持管理向上に関する会議」にオンライン等で出席し、情報収集を行った。
- ⑤ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員3名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格を取得した。
- ⑥ 浄化槽法定検査普及啓発活動
山形新聞10月1日の「浄化槽の日」特集に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 浄化槽法に基づく「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力して開催した。また、県及び市町村浄化槽担当者に対して、浄化槽行政の動向及び維持管理を学ぶ機会を提供した。
8月23日 東根市 タントクルセンター 浄化槽管理士 81名出席
行政担当者 14名出席
- ② 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための浄化槽新規設置者講習会を開催した。また、対象者に対し、講習会資料一式を配布した。
11月13日 開催地：米沢市 対象地域：米沢市、南陽市、川西町
11月18日 開催地：新庄市 対象地域：最上地域
延べ出席者55名
- ③ 検査員研修及び職員研修
9月24日に全課長を対象とした管理職研修会を開催し、社会保険労務士を講師に職責や労務管理等について研修を行った。また、業務執行理事と全課長による新たな打合せの機会を設け、問題の洗い出しや解決に向けた業務管理の徹底を図るとともに、コンプライアンス意識を高めるなど、会議を計3回開催した。
9月27日に開催された、(公財)日本環境整備教育センター主催のセミナー「特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法」にオンラインで出席し、国の動向に関する情報収集を行った。
10月30日、31日に長崎県長崎市で開催された第38回全国浄化槽技術研究集會に職員1名を派遣した。
公益法人制度改革に係り、(公財)公益法人協会などが主催する関連セミナーにオンラインで出席し、改正に伴う体制整備のための情報収集を行った。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。
また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。
- ② 協会機関紙「県水協たより」を年2回(8月、2月)発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。

- ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を8自治体と継続契約し、新たに4自治体と委託契約を締結した。また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けた啓発を行った。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。
② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため南陽市内の計2基の現地調査を行った。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究
令和4年度の法定検査判定基準の一部見直しに係り、BODの不適正判断値が変更されたことから、地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行い、その内容を8月23日に開催した山形県の浄化槽管理士に対する研修会及び1月17日に開催した青年部研修会で情報提供を行った。
② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究
BODが超過した場合の判定の統一化を図るため、検査実施時に撮影した浄化槽の写真データと判断基準の調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。
③ 改正浄化槽法で示された休止制度に係り、協会台帳の「空き家」となっている施設について、浄化槽台帳の整合性を高めるための検討を行った。また、検討の結果を踏まえて1月と2月に空き家調査を行い、使用実態の把握に努めた。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（8団体221名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、67団体180箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力した。

8 被災地支援活動

7月25日に発生した豪雨に見舞われた最上・庄内地区の被災状況について情報収集に努めるとともに、7月29日に関係団体及び会員の被災状況について情報収集に努めた。

また、山形県防災フォーラムへの参加や災害廃棄物処理に関するセミナーへの出席など、大規模災害時に備え情報収集を行った。

また、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」について、7月29日に山形県水大気環境課から市町村に対し再周知されたことに伴い、問合せ等に対応した。

9 その他活動

- ① 6月12日、会員相互の情報交換と融和を図るため、第14回社員定時総会終了後、相互の扶助事業並びに懇親会を開催した。
② 会員の協力を得ながら正会員1名、賛助会員1名の加入に努めた。
③ 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。
④ 新規事業検討会において、浄化槽事業及び環境保全事業に関する情報収集を行うとともに、事業の可否について検討を行った。



理事会の様子

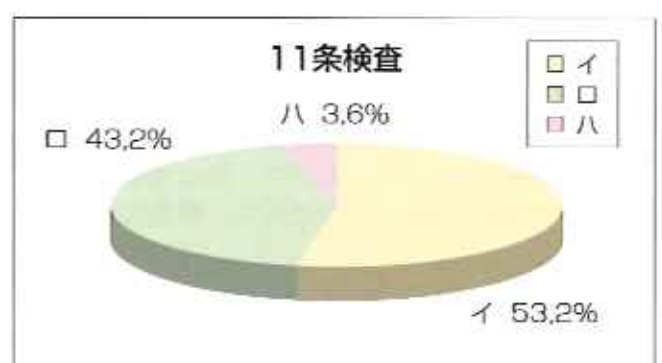
令和6年度 判定別 法定検査実績表

令和6年4月1日～令和7年3月31日

イ. 適正
□. おおむね適正
ハ. 不適正

(単位: 基)

地区名	市町村名	7 条 検 査				11 条 検 査				合 計
		検査基数	イ	□	ハ	検査基数	イ	□	ハ	
村山地区	村山市	7	5	2	0	1,177	648	461	68	1,184
	東根市	21	9	9	3	2,314	1,352	840	122	2,335
	尾花沢市	13	4	9	0	2,390	1,277	1,058	55	2,403
	大石田町	2	0	2	0	238	145	80	13	240
	(小計)	43	18	22	3	6,119	3,422	2,439	258	6,162
最上地区	新庄市	30	12	15	3	3,329	1,728	1,457	144	3,359
	真室川町	18	12	6	0	1,027	509	478	40	1,045
	金山町	4	4	0	0	452	192	245	15	456
	最上町	23	4	12	7	996	160	768	68	1,019
	舟形町	1	1	0	0	154	31	112	11	155
	鮭川村	10	4	6	0	517	239	261	17	527
	戸沢村	6	3	3	0	452	192	221	39	458
	大蔵村	1	0	1	0	387	166	202	19	388
道賜地区	(小計)	93	40	43	10	7,314	3,217	3,744	353	7,407
	米沢市	68	41	26	1	6,790	3,520	3,088	182	6,858
	南陽市	29	15	13	1	2,752	1,660	1,036	56	2,781
	高畠町	4	2	2	0	1,336	784	518	34	1,340
	川西町	14	7	7	0	1,728	921	766	41	1,742
庄内地区	(小計)	115	65	48	2	12,606	6,885	5,408	313	12,721
	鶴岡市(旧管内)	18	8	9	1	2,502	1,434	965	103	2,520
	藤島庁舎	1	0	0	1	107	64	38	5	108
	羽黒庁舎	1	0	1	0	111	57	52	2	112
	櫛引庁舎	0	0	0	0	72	35	32	5	72
	朝日庁舎	2	2	0	0	247	135	109	3	249
	温海庁舎	2	1	1	0	749	443	273	33	751
	鶴岡市計	24	11	11	2	3,788	2,168	1,469	151	3,812
	余目庁舎	0	0	0	0	198	124	66	8	198
	立川庁舎	0	0	0	0	156	85	64	7	156
	庄内町計	0	0	0	0	354	209	130	15	354
	三川町	2	2	0	0	134	71	58	5	136
	田川計	26	13	11	2	4,276	2,448	1,657	171	4,302
	酒田市(旧管内)	10	3	6	1	2,291	1,300	917	74	2,301
	八幡総合支所	0	0	0	0	321	185	120	16	321
	平田総合支所	0	0	0	0	396	241	150	5	396
	松山総合支所	0	0	0	0	67	34	32	1	67
	酒田市計	10	3	6	1	3,075	1,760	1,219	96	3,085
	遊佐町	5	4	1	0	624	368	233	23	629
	飽海庄内計	15	7	7	1	3,699	2,128	1,452	119	3,714
	(小計)	41	20	18	3	7,975	4,576	3,109	290	8,016
合 計		292	143	131	18	34,014	18,100	14,700	1,214	34,306



令和5年度 浄化槽法第11条検査受検率

	全設置 基数	検査 対象基数			検査 実施数	検査 実施数		受検率	受検率		検査 機関
		単独	合併	単独		合併	単独		合併		
村山総合支庁管内 (旧山形保健所)	24,303	23,628	12,507	11,121	17,705	5,098	6,305	74.9%	40.8%	56.7%	理化学 分析 センター
山形市	8,192	7,834	5,121	2,713	4,940	2,808	2,132	63.1%	54.8%	78.6%	
上山市	4,239	4,192	3,011	1,181	2,213	1,419	794	52.8%	47.1%	67.2%	
天童市	1,893	1,813	660	1,153	1,402	407	995	77.3%	61.7%	86.3%	
山辺町	1,127	1,156	922	234	800	596	204	69.2%	64.6%	87.2%	
中山町	651	391	263	128	360	236	124	92.1%	89.7%	96.9%	
(旧寒河江保健所)	282	282	265	17	165	150	15	58.5%	56.6%	88.2%	
寒河江市	8,390	8,171	3,303	4,868	6,463	2,290	4,173	79.1%	69.3%	85.7%	
河北町	3,324	3,163	1,456	1,707	2,533	1,058	1,475	80.1%	72.7%	86.4%	
西川町	1,626	1,624	1,112	512	1,171	741	430	72.1%	66.6%	84.0%	
朝日町	882	876	275	601	730	195	535	83.3%	70.9%	89.0%	
大江町	1,474	1,503	153	1,350	1,268	104	1,164	84.4%	68.0%	86.2%	
(旧村山保健所)	1,084	1,005	307	698	761	192	569	75.7%	62.5%	81.5%	
村山市	7,721	7,623	4,083	3,540	6,302	3,022	3,280	82.7%	74.0%	92.7%	水質保全協 会
東根市	1,450	1,375	898	477	1,196	744	452	87.0%	82.9%	94.8%	
尾花沢市	3,052	2,984	2,029	955	2,365	1,485	880	79.3%	73.2%	92.1%	
大石田町	2,756	2,802	851	1,951	2,495	676	1,819	89.0%	79.4%	93.2%	
最上総合支庁管内 (旧新庄保健所)	463	462	305	157	246	117	129	53.2%	38.4%	82.2%	
新庄市	8,742	8,695	2,953	5,742	7,355	2,507	4,848	84.6%	84.9%	84.4%	
金山町	8,742	8,695	2,953	5,742	7,355	2,507	4,848	84.6%	84.9%	84.4%	
最上町	4,190	4,146	1,585	2,561	3,332	1,439	1,893	80.4%	90.8%	73.9%	
舟形町	521	515	98	417	457	75	382	88.7%	76.5%	91.6%	
真室川町	1,056	1,109	281	828	1,001	201	800	90.3%	71.5%	96.6%	
大蔵村	183	182	87	95	156	57	99	85.7%	65.5%	104.2%	
鮭川村	1,193	1,170	244	926	1,033	195	838	88.3%	79.9%	90.5%	
戸沢村	418	417	134	283	388	110	278	93.0%	82.1%	98.2%	
西郷総合支庁管内 (旧米沢保健所)	600	580	245	335	523	220	303	90.2%	89.8%	90.4%	
米沢市	581	576	279	297	465	210	255	80.7%	75.3%	85.9%	
南陽市	20,417	19,526	6,448	13,078	16,956	3,732	8,980	86.8%	57.9%	68.7%	理化学 分析 センター
高畠町	15,074	14,410	4,560	9,850	12,712	3,732	8,980	88.2%	81.8%	91.2%	
川西町	7,909	7,909	2,134	5,775	6,849	1,673	5,176	86.6%	78.4%	89.6%	
(旧長井保健所)	3,515	2,994	1,221	1,773	2,789	1,122	1,667	93.2%	91.9%	94.0%	
長井市	1,592	1,470	556	914	1,349	452	897	91.8%	81.3%	98.1%	
小国町	2,058	2,037	649	1,388	1,725	485	1,240	84.7%	74.7%	89.3%	
白鷹町	5,343	5,116	1,888	3,228	4,244	1,335	2,909	83.0%	70.7%	90.1%	
飯豊町	2,764	2,635	1,041	1,594	2,212	753	1,459	83.9%	72.3%	91.5%	
庄内総合支庁管内 (旧鶴岡保健所)	1,025	1,019	533	486	673	313	360	66.0%	58.7%	74.1%	
鶴岡市	1,060	983	209	774	940	194	746	95.6%	92.8%	96.4%	
三川町	494	479	105	374	419	75	344	87.5%	71.4%	92.0%	
(旧酒田保健所)	11,973	12,331	7,013	4,144	8,091	4,751	3,340	65.6%	67.7%	80.6%	水質保全協 会
酒田市	5,195	5,161	2,434	1,553	3,987	2,434	1,553	77.3%	100.0%	100.0%	
庄内町	5,008	4,977	3,198	1,779	3,850	2,359	1,491	77.4%	73.8%	83.8%	
遊佐町	187	184	122	62	137	75	62	74.5%	61.5%	100.0%	
県全体	6,778	7,170	4,579	2,591	4,104	2,317	1,787	57.2%	50.6%	69.0%	
	5,511	5,483	3,755	1,728	3,122	1,694	1,428	56.9%	45.1%	82.6%	
	439	487	344	143	357	216	141	73.3%	62.8%	98.6%	
	828	1,200	480	720	625	407	218	52.1%	84.8%	30.3%	

令和7年度 事業計画

1 浄化槽法定検査の推進

- ① 浄化槽法定検査実施計画
7条検査250基、11条検査34,050基 合計 34,300基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。
また、中規模以上浄化槽の未受検者に対し、県とともに受検啓発を行う。
- ③ 浄化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員を派遣する。また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習に職員を派遣し、検査員の労働安全衛生の向上に努める。

2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るため「浄化槽管理技術指導出前講座」について推進する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。
また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を対象者へ無料で配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るため、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るため、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について、「山形県浄化槽管理士に対する研修会」を県と連携協力しながら開催する。

3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い、業務委託を進める。

5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 環境省から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力を行う。

8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

9 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するとともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 新たな事業の取組みについて、調査検討を進める。
- ④ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

浄化槽法定検査時の 検査手数料が変わります!!

令和8年4月1日改定

浄化槽法定検査に係る手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、平素より法定検査の受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は、平成2年度より山形県から指定を受け、浄化槽の法定検査を実施して参りましたが、今後は浄化槽の設置基数が年々減少することから、経営努力だけでは安定した経営が困難な状況となっております。

このため、山形県から手数料改定の承認を受け、令和8年4月1日から下記のとおり新たな手数料で検査を実施させていただくことになりました。

当協会としましては、皆様方の信頼を得るべく、引き続き経営の効率化、経費の節減等に努めて参りますので、このたびの検査手数料の改定につきましては、何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

浄化槽法定検査手数料（2026年（令和8年）4月1日以降）

人 槽 区 分	法第7条検査 (設置後の水質検査)	法第11条検査 (定期検査)
20人槽以下	10,000円 (変更前8,000円)	6,000円 (変更前5,000円)
21～100人槽	14,000円	9,000円
101～300人槽	18,000円	13,000円
301～500人槽	20,000円	16,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円

法定検査手数料は、消費税は非課税となります。従ってインボイス対象外です。
また、21人槽以上の手数料変更はございません。（網掛け部分）



常務理事のご挨拶

常務理事 大石 広助

本年4月から、山形県水質保全協会に勤務させていただいております大石広助と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

去る6月11日に開催された第15回社員定時総会及び臨時理事会において、常務理事に選任いただきましたが、身に余る光栄である一方で、責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。4月に着任以降、会長・副会長をはじめ、職員の皆様と当協会の課題について議論する機会が定期的にありますので、自分なりに課題の解決策を模索しながら、少しでもお役に立てるように頑張りたいと思っております。

私は、これまでの常務理事と同様に県職員出身ですが、歴代の先輩が化学職の専門家であるのに対して、私は事務職であり、技術的な面では専門家ではありません。環境行政との関わりは、平成29年・30年に最上総合支庁保健福祉環境部長を拝命した時に、環境課を所管する立場で仕事をさせていただきました。最上地域の水環境保全や不法投棄問題など様々な課題に対して、微力ながら全力で取り組んだ記憶があります。

環境問題は、現代において最も住民生活に密着した課題であり、かつ行政機関をはじめ、関係機関が総力を結集して取り組むべき課題であると思います。浄化槽法定検査が主たる業務である当協会は、水環境の保全及び向上を図り、地域の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するために、重要な役割を果たしています。

しかしながら、下水道の普及や空き家の増加などにより、当協会の検査基数は、年々減少傾向にあり、協会運営は過渡期にあります。この中で、20人槽以下の法定検査手数料の増額改定について県から承認を受け、令和8年4月から実施予定です。現在、浄化槽設置者の皆様に丁寧に説明して、理解と協力をお願いしており、令和8年4月から円滑な実施をめざしているところです。

結びに、検査員をはじめ全職員が意欲を持って働ける職場づくりと、当協会の更なる飛躍をめざして取り組みますので、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、新任の挨拶といたします。

協会からのお知らせ

変更	会員区分	新旧	氏名	事業所名	住所
	正会員	新	丹野 秀 樹	(株)クレンズ興産	西村山郡大江町小見字原 535-164
		旧	村 上 由 和		

事務局より

当協会は平成2年度より山形県から法定検査の指定を受け、約40年間手数料を据置き運営してまいりましたが、近年の大幅な物価の上昇の影響などにより、令和8年4月1日から検査手数料の一部を変更することになりました。現在、浄化槽設置者に対し1件1件丁寧な説明を継続しているところです。

また、新公益法人制度を踏まえ、新たに外部理事を1名加えて協会の透明性とガバナンス強化に努めるなど、引き続き、浄化槽法定検査事業をはじめとした適正な協会運営を執行してまいります。

今年一年、関係各位の益々のご発展をお祈り申し上げます。